

令和6年度

岐阜県中小企業資金融資制度の手引

岐阜県商工労働部 商業・金融課

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>

岐阜県融資制度

検索



[令和6年4月版]

目 次

1	岐阜県中小企業資金融資制度の概要・・・・・・・・・・	1
2	岐阜県中小企業資金融資制度マニュアル	
	（Ⅰ）共通事項・・・・・・・・・・	3
	（Ⅱ）資金別事項・・・・・・・・・・	11
3	信用保証の概要・・・・・・・・・・	37
4	関係機関一覧・・・・・・・・・・	40

1 岐阜県中小企業資金融資制度の概要

(1) 県融資制度の目的

岐阜県中小企業資金融資制度は、県・金融機関・岐阜県信用保証協会が協力し、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定に必要な事業資金を低利で供給し、中小企業者等に対する金融の円滑化を図り、もって県内産業の活性化及び発展等に資することを目的としています。

(2) 県融資制度の特徴

- ① 長期固定で低金利
県が金融機関に対して融資額の一部を預託することで、金利を引き下げるなどの金融機関のご協力のもと実現しています。
- ② 保証料の負担が少ない
県が岐阜県信用保証協会に対して信用保証料の一部を補給することで、県融資制度以外の保証付き融資と比べて低い信用保証料となっており、利用者負担の軽減に寄与しています。

(3) 県融資制度のしくみ

◆ 岐阜県

- ① 県融資制度の融資条件を定めます。
- ② 取扱金融機関（県内に本店のある金融機関は本店又は代表店、他県に本店のある金融機関は県内の代表店）に県資金を預託します。
- ③ 信用保証料の補給を行うなど中小企業者等の負担軽減措置を実施します。

◆ 金融機関

- ① 申込みのあった中小企業者ごとに融資要綱等に規定する融資対象事業かどうかの確認等を行ったうえで、県の定めた融資条件により融資を行います。
- ② 取扱金融機関は、県からの預託金に、資金ごとに定める倍率を乗じた額の自己資金を加えて中小企業者等に融資します。

◆ 岐阜県信用保証協会

中小企業者等が、金融機関から事業資金を調達しようとする際、担保や信用力が不足しているため必要な資金の借入れができない場合に、岐阜県信用保証協会が、その債務を保証することにより、資金調達の円滑化を図ります。

(4) 取扱金融機関

取扱金融機関は、原則として県内に所在する本店・支店ですが、例外として次の店舗では取扱いが可能です。

- ・三菱UFJ銀行春日井支店
- ・大垣共立銀行浅井支店
- ・北陸銀行中村支店、城端支店、福光支店
- ・愛知銀行犬山支店
- ・岐阜信用金庫浅井支店

ただし、以下の場合については、上記店舗以外の取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能です。

- ・取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない中小企業者等
- ・取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等については、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能

(5) 県融資制度の改正（令和6年4月1日主な改正事項）

- ① 国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」への対応（「経営者保証非提供資金」の創設を含む）（※R6.3.15先行実施）
保証料率を上乘せすることにより経営者保証を不要とする制度への対応
 - ・無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険が付保される保証が付される既存の県資金について、制度適用を開始
 - ・本制度が適用される「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」を付した新資金「経営者保証非提供資金」を創設（上乘せ分の保証料率の一部に対して国の補助有）
- ② 「SDGs推進資金」の融資対象者の変更
「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」登録事業者を融資対象者に追加（※「清流の国ぎふ」SDGsネット

ワーク登録事業者は融資対象者から削除)

③ 「伴走支援型借換資金」の取扱期限の延長

取扱期限を「令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したもので、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの」へ延長

④ 「経済変動対策資金」と「返済ゆったり資金」の償還期間及び据置期間の延長の継続

償還期間（経済変動対策資金の運転資金7年→10年）及び据置期間（1年→2年）を延長

事項別	留意点																																																									
1 取扱金融機関	<p>原則として、県内に所在する普通銀行・信用金庫・信用組合・県信連・農協及び商工組合中央金庫の本支店（県信連・農協は下記店舗のみ）であり、県外店舗での取扱いは認めない。</p> <p>ただし、以下の場合については、上記店舗以外の取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない中小企業者等 取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等については、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能 <p>【県信連・農協の取扱店舗】</p> <table border="1" data-bbox="363 584 1473 916"> <thead> <tr> <th>農協名</th> <th>店舗名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぎふ農業協同組合</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>西美濃農業協同組合</td> <td>本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店</td> </tr> <tr> <td>いび川農業協同組合</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>めぐみの農業協同組合</td> <td>関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店</td> </tr> <tr> <td>陶都信用農業協同組合</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>東美濃農業協同組合</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>飛騨農業協同組合</td> <td>本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店</td> </tr> <tr> <td>岐阜県信用農業協同組合連合会</td> <td>本所</td> </tr> </tbody> </table>	農協名	店舗名	ぎふ農業協同組合	本店	西美濃農業協同組合	本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店	いび川農業協同組合	本店	めぐみの農業協同組合	関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店	陶都信用農業協同組合	本店	東美濃農業協同組合	本店	飛騨農業協同組合	本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店	岐阜県信用農業協同組合連合会	本所																																							
農協名	店舗名																																																									
ぎふ農業協同組合	本店																																																									
西美濃農業協同組合	本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店																																																									
いび川農業協同組合	本店																																																									
めぐみの農業協同組合	関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店																																																									
陶都信用農業協同組合	本店																																																									
東美濃農業協同組合	本店																																																									
飛騨農業協同組合	本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店																																																									
岐阜県信用農業協同組合連合会	本所																																																									
2 融資対象者	<p>中小企業信用保険法（第2条第1項及び第3項）の信用保険の対象となる中小企業者等</p> <p>(1) 中小企業者</p> <table border="1" data-bbox="363 1048 1473 1317"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">資本金</th> <th colspan="2">常時使用する従業員数</th> </tr> <tr> <th>中小企業者</th> <th></th> <th>中小企業者</th> <th>小規模企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td></td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>宿泊業、娯楽業</td> <td>5千万円以下</td> <td></td> <td>100人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td></td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>3億円以下</td> <td></td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3億円以下</td> <td></td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金・常時使用する従業員数のいずれかに該当すればよい。</p> <p>※常時使用する従業員数には、採用見込者、個人事業主の3親等以内で生計を一にする家族従業員及び法人の役員は含めない。</p> <p>※従業員数には、パートであっても常時使用する従業員と同様の勤務形態にある者は含める。</p> <p>※ソフトウェア業及び情報処理サービス業は製造業とする。</p> <p>※宗教法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人及び財団法人等は融資対象としない。ただし、従業員300人以下の、医療法人及び、医業を主たる事業とする社会福祉法人、社団法人又は財団法人についてはこの限りではない。</p> <p>※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象としない。</p> <p>(2) 組合</p> <table border="1" data-bbox="363 1671 1473 1973"> <thead> <tr> <th>組合の種類</th> <th>関係の法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業協同組合</td> <td>中小企業等協同組合法</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>中小企業等協同組合法</td> </tr> <tr> <td>協業組合</td> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> </tr> <tr> <td>商工組合</td> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> </tr> <tr> <td>商店街振興組合</td> <td>商店街振興組合法</td> </tr> <tr> <td>生活衛生同業組合</td> <td>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</td> </tr> <tr> <td>上記組合の連合会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金		常時使用する従業員数		中小企業者		中小企業者	小規模企業者	小売業	5千万円以下		50人以下	5人以下	サービス業	5千万円以下		100人以下	5人以下	宿泊業、娯楽業	5千万円以下		100人以下	20人以下	卸売業	1億円以下		100人以下	5人以下	製造業	3億円以下		300人以下	20人以下	その他	3億円以下		300人以下	20人以下	組合の種類	関係の法律	事業協同組合	中小企業等協同組合法	企業組合	中小企業等協同組合法	協業組合	中小企業団体の組織に関する法律	商工組合	中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合	商店街振興組合法	生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	上記組合の連合会		その他	特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの
業種	資本金		常時使用する従業員数																																																							
	中小企業者		中小企業者	小規模企業者																																																						
小売業	5千万円以下		50人以下	5人以下																																																						
サービス業	5千万円以下		100人以下	5人以下																																																						
宿泊業、娯楽業	5千万円以下		100人以下	20人以下																																																						
卸売業	1億円以下		100人以下	5人以下																																																						
製造業	3億円以下		300人以下	20人以下																																																						
その他	3億円以下		300人以下	20人以下																																																						
組合の種類	関係の法律																																																									
事業協同組合	中小企業等協同組合法																																																									
企業組合	中小企業等協同組合法																																																									
協業組合	中小企業団体の組織に関する法律																																																									
商工組合	中小企業団体の組織に関する法律																																																									
商店街振興組合	商店街振興組合法																																																									
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律																																																									
上記組合の連合会																																																										
その他	特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの																																																									

事項別	留意点												
3 融資対象業種	<p>中小企業信用保険法に定める信用保険の対象となる業種をいう。 (参考) 融資対象とならない業種の例</p> <table border="1" data-bbox="363 300 1471 501"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 300 699 333">業種</th> <th data-bbox="702 300 1471 333">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 333 699 367">農業、農業的サービス業</td> <td data-bbox="702 333 1471 367">養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 367 699 400">林業、狩猟業</td> <td data-bbox="702 367 1471 400"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 400 699 434">漁業、水産養殖業</td> <td data-bbox="702 400 1471 434"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 434 699 468">遊興飲食業</td> <td data-bbox="702 434 1471 468">公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 468 699 501">金融保険業</td> <td data-bbox="702 468 1471 501">損害保険代理業等を除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部融資対象となる場合もあるので、個別には保証協会に確認のこと</p>	業種	備考	農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等	林業、狩猟業		漁業、水産養殖業		遊興飲食業	公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの	金融保険業	損害保険代理業等を除く
業種	備考												
農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等												
林業、狩猟業													
漁業、水産養殖業													
遊興飲食業	公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの												
金融保険業	損害保険代理業等を除く												
4 事業歴	<p>(1) 県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ※事業歴1年未満でも融資対象となる資金 ・創業支援資金（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を適用する場合を除く。） ・事業承継支援資金 ・災害復旧資金（市町村の罹災（被災）証明を受けた者に限る。） ・伴走支援型借換資金</p> <p>(2) 事業歴は、県内における事業歴である。 ※県内外を問わず1年以上継続して事業を営む場合でも対象となる資金 ・地域未来投資支援資金</p> <p>(3) 法人成り（個人から法人に変更した場合）又は3親等内の親族による事業承継の事業歴については、法人成り又は3親等内の親族による事業承継以前と事業内容の実態に変更がなければ、通算してもよい。</p>												
5 融資限度額	<p>(1) 各資金及び各枠の融資限度額は、1企業又は1組合の融資限度額であり、融資案件1件毎や貸付年度毎の限度額ではない。</p> <p>(2) 貸付残高のある資金の追加貸付は、融資限度額から貸付元金残高を差し引いた範囲内で認める。（追加融資額\leq融資限度額－貸付元金残高） なお、振興要綱改正により統合された資金及び枠の融資限度額は、統合前の貸付元金残高を統合後の資金及び枠の融資限度額から差し引くことを要しない。</p> <p>(3) 振興要綱改正により名称変更（2）なお書きによるもの除く）された資金及び枠の融資限度額は、変更前の貸付元金残高を、変更後の資金の融資限度額から差し引かなければならない。</p> <p>(4) 設備リース料、テナント料は、1年分を融資限度額とする。 （ただし、当該資金の運転資金限度額を超えることはできない。）</p>												
6 償還期間	<p>(1) 償還期間及び据置期間の計算方法は、融資実行日を起算日として応答日をもって算出するものとする。</p> <p>(2) 貸付約定及び約定変更等によっても、当初融資した際に資金別に定めた償還期間を超えることはできない。 （資金別に定めた償還期間を超える場合には、岐阜県中小企業資金融資制度としては取り扱わない。）</p>												
7 償還方法	<p>(1) 償還方法は取扱金融機関の所定の方法とする。なお、一括償還する場合には据置期間内に償還期日を定めるものに限る。（ただし、一部資金を除く）</p> <p>(2) 季節資金（夏季・年末）については、一括償還を認める。</p> <p>(3) 分割償還の場合は、原則として月賦償還とする。</p>												

事項別	留意点				
8 担保	<p>(1) 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、次に掲げる資金は除く。 ※すべて無担保 ・小規模企業資金 ・経営者保証非提供資金 ・創業支援資金（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。） ※原則、無担保 ・元気企業育成資金（地域未来投資支援資金、創業支援資金（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る）、経営合理化資金、事業承継支援資金を除く。） ・経済変動対策資金 ・関連倒産防止資金 ・危機関連対応資金 ・伴走支援型借換資金</p> <p>(2) 「原則、無担保」とは、基本的には担保を徴求しない。 ただし、借入者の保証協会での保証債務残高状況あるいは資産状況等から担保を徴求することにより融資実行が可能となるのであれば、担保を徴求することは差し支えない。</p>				
9 保証人	<p>原則、法人代表者以外は徴求してはならない。 ただし、次の場合には法人代表者以外を保証人とすることができる。 (ア) 実質的経営者、営業許可名義人、経営者本人の配偶者（当該事業に従事する配偶者に限る） (イ) 経営者本人が健康上問題がある場合の事業承継予定者 (ウ) 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証（融資）のリスク許容額を超える保証（融資）依頼がある場合であって、積極的に連帯保証の申し出があった当該事業の協力者や支援者 (エ) 特定経営承継関連保証を適用し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の規定による認定を受けた中小企業者 ※なお、小規模企業資金（特別小口保険の適用要件に該当する場合）、経営者保証非提供資金を含む国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証を適用して融資をするもの、売掛債権担保活用資金、事業承継支援資金（経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証を利用する場合）、創業支援資金（スタートアップ創出促進保証を利用する場合）及び伴走支援型借換資金（経営者保証免除対応を適用する場合）については保証人を徴求してはならない。</p>				
10 融資利率	<p>当初融資した際に適用した融資利率は、償還が完了するまで変動することはできない。</p>				
11 資金使途	<p>資金の種類毎に規定する融資対象事業資金とする。 ※資金別事項（11頁～）参照</p> <table border="1" data-bbox="164 1335 1489 2047"> <tr> <td data-bbox="164 1335 349 1503">運転資金</td> <td data-bbox="349 1335 1489 1503"> <p>(1) 運転資金とは、原材料の購入、商品仕入れ、給与・労賃の支払い、買掛支払の手形決済等に充てる資金とする。 (2) 設備リース料、テナント料は、運転資金として取り扱う。ただし、1年分を融資限度額とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1503 349 2047">設備資金</td> <td data-bbox="349 1503 1489 2047"> <p>(1) 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の新築または増改築及び設置、店舗等の用に供する中古建物等の購入費用及び土地の購入、機械器具・備品等の購入、権利金、保証金等に充てる資金とする。 (2) 土地購入の場合は、速やか（概ね1年以内）に直接利用を行う場合に限る。 (3) 住宅併用店舗等の新增設工事、土地の購入の場合については、面積按分または積算資料（根拠が明確に判断できる場合に限る）により事業用施設等の部分についてのみ、融資対象とする。 (4) 事業完了前の融資申し込みを原則とするが、次のすべてを満たす場合に限り事業完了後の融資申し込みであっても、対象とすることができる。 ・事業完了の時期が、契約書、融資申込日及び当該資金に係る資金繰り等から社会通念上相当と認められる時期であること ・本資金が当該事業に係る代金の支払いに確実に充てられることが取扱金融機関にて判断できること</p> </td> </tr> </table>	運転資金	<p>(1) 運転資金とは、原材料の購入、商品仕入れ、給与・労賃の支払い、買掛支払の手形決済等に充てる資金とする。 (2) 設備リース料、テナント料は、運転資金として取り扱う。ただし、1年分を融資限度額とする。</p>	設備資金	<p>(1) 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の新築または増改築及び設置、店舗等の用に供する中古建物等の購入費用及び土地の購入、機械器具・備品等の購入、権利金、保証金等に充てる資金とする。 (2) 土地購入の場合は、速やか（概ね1年以内）に直接利用を行う場合に限る。 (3) 住宅併用店舗等の新增設工事、土地の購入の場合については、面積按分または積算資料（根拠が明確に判断できる場合に限る）により事業用施設等の部分についてのみ、融資対象とする。 (4) 事業完了前の融資申し込みを原則とするが、次のすべてを満たす場合に限り事業完了後の融資申し込みであっても、対象とすることができる。 ・事業完了の時期が、契約書、融資申込日及び当該資金に係る資金繰り等から社会通念上相当と認められる時期であること ・本資金が当該事業に係る代金の支払いに確実に充てられることが取扱金融機関にて判断できること</p>
運転資金	<p>(1) 運転資金とは、原材料の購入、商品仕入れ、給与・労賃の支払い、買掛支払の手形決済等に充てる資金とする。 (2) 設備リース料、テナント料は、運転資金として取り扱う。ただし、1年分を融資限度額とする。</p>				
設備資金	<p>(1) 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の新築または増改築及び設置、店舗等の用に供する中古建物等の購入費用及び土地の購入、機械器具・備品等の購入、権利金、保証金等に充てる資金とする。 (2) 土地購入の場合は、速やか（概ね1年以内）に直接利用を行う場合に限る。 (3) 住宅併用店舗等の新增設工事、土地の購入の場合については、面積按分または積算資料（根拠が明確に判断できる場合に限る）により事業用施設等の部分についてのみ、融資対象とする。 (4) 事業完了前の融資申し込みを原則とするが、次のすべてを満たす場合に限り事業完了後の融資申し込みであっても、対象とすることができる。 ・事業完了の時期が、契約書、融資申込日及び当該資金に係る資金繰り等から社会通念上相当と認められる時期であること ・本資金が当該事業に係る代金の支払いに確実に充てられることが取扱金融機関にて判断できること</p>				

事項別	留意点
資金使途として認めないもの	<p>(1) 目的が投機的であるもの</p> <p>(2) 転貸資金 ただし、工業団地等における土地・建物の所有名義が組合となっていることから個々の企業では担保の関係で金融機関からの借入が実質不可能となっている場合は、組合が個々の企業へ貸付するための一社転貸資金に限り認めるものとする。(県へ事前協議が必要)</p> <p>(3) 旧債務の借換 ただし、「経営者保証非提供資金」、「創業支援資金(創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を利用する場合)」「返済ゆったり資金」「中小企業再生支援資金(産業競争力強化法等に定める計画による場合)」「伴走支援型借換資金」の他、次に掲げる場合は、この限りではない。 ア 県融資制度(季節資金、売掛債権担保活用資金除く)の元金の残高を新たな必要資金と併せ一本化を図る場合(季節資金、売掛債権担保活用資金、元気企業育成資金、関連倒産防止資金除く)。ただし、新たな必要資金がその残高以上となる場合に限る。 イ つなぎ資金。ただし、県制度融資申込みをしたものの、融資実行前に県制度融資以外の資金でつなぎ融資を実行した場合で、当該つなぎ資金を消滅させるものに限る。なお、取扱金融機関は、つなぎ資金を実行するに至った理由を記録に留めておくこと。 ウ 不渡手形の買戻資金の場合。 エ 個人から法人成りした場合に、個人名義の債務を法人名義に切り替える条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに法人名義で融資する場合。 オ 3親等内の親族が事業承継した場合に、条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに融資する場合。 カ 県融資制度(季節資金、売掛債権担保活用資金除く)による借入金が、2以上の金融機関に分散していて、資金管理が煩雑となっている場合に一本化を図る場合(季節資金、売掛債権担保活用資金、元気企業育成資金、関連倒産防止資金除く)。 キ 事業承継前の借入で、かつ、個人保証を提供している旧債務の借換。ただし、事業承継支援資金(経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証を利用する場合)に限る。</p> <p>(4) 同一資金使途に対する2資金以上の併用。ただし、特別経済対策資金及び災害対策資金間については、この限りではない。</p> <p>(5) 県外の事業所等において必要とする資金(県内に本社がある場合の産業活性化・海外市場開拓支援資金除く) なお、県外に本社があっても、県内の事業所等において必要とする資金は融資の対象とすることができる。</p> <p>(6) 融資対象者が融資実行前に支払済のもの</p>
12 信用保証	<p>(1) 信用保証を付す場合は、岐阜県信用保証協会(原則取扱金融機関経由)の保証とする。</p> <p>(2) 取扱金融機関が必要と認めたときは信用保証を付すものとする。 ただし、次に掲げる資金については、すべて信用保証を付すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定資金(同地区小規模事業資金) ・ 小規模企業資金 ・ 経営者保証非提供資金 ・ 売掛債権担保活用資金 ・ 創業支援資金のうち、県内での事業歴が1年以上である場合 ・ 創業支援資金のうち、スタートアップ創出促進保証を利用する場合 ・ 雇用支援資金のうち、雇用調整助成金に係る実施計画を労働局等に提出して受理されている場合 ・ 事業承継支援資金のうち、事業承継特別保証を利用する場合 ・ 経済変動対策資金 ・ 関連倒産防止資金 ・ 返済ゆったり資金 ・ 中小企業再生支援資金 ・ 危機関連対応資金 ・ 伴走支援型借換資金
13 融資枠	取扱金融機関は、資金ごとに協調倍率をベースとした融資を行うものとする。

事 項 別	留 意 点		
14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	経営安定資金 (同和地区小規模事業資金枠)	岐阜県商工会連合会の推薦書	岐阜県商工会連合会
	経営者保証非提供資金	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	
	SDG s 推進資金		
	①ぎふSDG s 推進パートナー登録制度に登録している事業者	①ぎふSDG s 推進パートナー登録証 (写)	①県庁内 SDG s 推進課
	②「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた事業者 (適用後3年以内に限る)	②法人は法人税申告書 (写) (別表一、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な法人税額の特別控除に関する明細書) 個人は所得税申告書 (写) (第一表、第二表、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な所得税額の特別控除に関する明細書)	②税務署
	③岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度に登録している事業者	③岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証(写)	③④県庁内 男女共同参画・女性の活躍推進課
	④岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された事業者	④岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証(写)	
⑤「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」として登録している事業者	⑤登録証 (写)	⑤県庁内 廃棄物対策課	
⑥「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している事業者	⑥「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」ページ (写) 及び同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」 (写)	⑥公益財団法人全国中小企業振興機関協会	
産業活性化・海外市場開拓支援資金			
①中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の承認を受けた事業を行う者	①中小企業等経営強化法に定める承認書(写)	①県庁内 産業イノベーション推進課	
②中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の認定を国から受けた事業を営む者	②中小企業等経営強化法に定める認定書 (写)	②事業所管の大臣	

事項別	留意点		
14 添付書類	資金名	添付書類	認定機関等
	③公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業を営む者（評価後5年以内に限る。） ④特定原産地証明書等により海外との輸出入拡大を図る事業者 ⑤「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の交付を受けた者	③「事業可能性評価事業」のA評価証（写） ④「特定原産地証明書」（写）又は「原産品申告書」（写） ⑤「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る交付決定通知書（写）	③公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課 （第一種特定原産地証明書） ④日本商工会議所 ⑤岐阜県中小企業団体中央会
	地域未来投資支援資金 ・地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認書（写）、承認を受けた地域経済牽引事業を実施している旨について確認を受けた書類	県庁内 企業誘致課
	創業支援資金 ①新規開業者 ②スタートアップ創出促進保証を利用する者 ③ぎふプライムスタートアップ認定を受けた者	①法人は商業登記簿謄本（写）、個人は税務署の收受印のある開業届（写）等 ②創業計画書 ③ぎふプライムスタートアップの認定通知書（写）、認定申請書（写）及び認定を受けた事業計画との関係性を説明した書類（認定後5年を経過等した場合）	①法務局又は税務署 ③ぎふスタートアップ支援コンソーシアム
	経営合理化資金 ・中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者	中小企業等経営強化法に定める認定を受けた「事業継続力強化計画に係る認定申請書」（写）、「連携事業継続力強化計画に係る認定申請書」（写）又は「先端設備等導入計画に係る認定申請書」（写）	事業所管の大臣又は市町村
	脱炭素社会推進資金 ・岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがA評価を受けた事業者（評価後3年以内に限る）	温室効果ガス排出削減計画書（写）、計画書別紙（写）、評価決定通知書（写）	県庁内 脱炭素社会推進課

14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	<p>雇用支援資金</p> <p>①「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出して受理されており、雇用の維持に努める事業者</p> <p>②清流の国ぎふ健康経営宣言をして登録している事業者</p> <p>③全国健康保険協会（協会けんぽ）岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」による宣言をした者</p> <p>④県から「障害者雇用努力企業」の認定を受けた事業者</p>	<p>①「雇用調整助成金」に係る実施計画届の事業主控え(写)</p> <p>②「清流の国ぎふ健康経営宣言企業登録証」（融資実行日において有効なもの）(写)</p> <p>③「協会けんぽと健康宣言」に係る宣言書(写)</p> <p>④「障害者雇用努力企業認定申請審査結果通知書」（融資実行日において有効期限内であるもの）(写)</p>	<p>①労働局又はハローワーク（公共職業安定所）</p> <p>②県庁内 保健医療課</p> <p>③全国健康保険協会岐阜支部</p> <p>④県庁内 労働雇用課</p>
	<p>事業承継支援資金</p> <p>①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者</p> <p>②岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者</p> <p>③中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者</p> <p>④事業承継特別保証を利用する者</p>	<p>①事業承継計画書、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定書(写)、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)（岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会が確認した場合）</p> <p>②事業承継計画書、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援について記載した書面(但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要)</p> <p>③事業承継計画書、認定経営革新等支援機関の支援について記載した書面(但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要)</p> <p>④事業承継計画書、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)（岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会が確認した場合）</p>	<p>①県庁内 産業イノベーション推進課、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会</p> <p>②岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター</p> <p>③認定経営革新等支援機関</p> <p>④岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会</p>
	<p>経済変動対策資金</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定</p> <p>②感染症法における「指定感染症」等により売上減少している者</p>	<p>①中小企業信用保険法に定める認定書(写)</p> <p>②経済変動対策資金要件(力)報告書</p>	<p>①市町村</p>
	<p>返済ゆったり資金</p> <p>・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定</p>	<p>中小企業信用保険法に定める認定書(写)</p>	<p>市町村</p>

14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	中小企業再生支援資金 ①岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生を図る者 ②岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る者 ③ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図る者で当該事業 再生の終了に資金が必要な者 ④産業競争力強化法等に定める計画に従って事業再生を行う者	①経営改善計画書(写) ②再生計画書(写) ③再生計画書(写) ④計画書(写)	①岐阜県中小企業活性化協議会等 ②岐阜県信用保証協会 ③ぎふ中小企業支援3号ファンド
	災害復旧資金 ①事業所の所在する市町村長の罹災(被災)証明を受けた者 ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者	①罹災(被災)証明書(写) ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定書(写)	①②市町村
	危機関連対応資金	中小企業信用保険法第2条第6項に定める認定書(写)	市町村
	伴走支援型借換資金	<ul style="list-style-type: none"> ・経営行動計画書(写) ・経営者保証免除対応確認書(写) (経営者保証免除対応を適用する場合) ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に定める認定書(写) ・売上高等減少要件確認書(中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けていない場合) 	市町村
	国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用して融資をする資金	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	

(Ⅱ) 資金別事項

(1) 一般資金

ア 経営安定資金・・・経営安定に必要な長期事業資金

[資金の概要]

1 共通事項以外特になし。

[必要書類]

1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書 (付保なし) → 様式第3号

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 6,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償還 (据置) 期間	運転 7年 (1年) 以内 設備 10年 (1年) 以内
融資利率	保証なし 年2.0% 保証付 年1.8%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.5% 有担保 年0.35%~1.4%
担保	金融機関 (県信用保証協会) 所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(1) 一般資金

イ 経営安定資金 (同和地区小規模事業資金枠) ・ ・ ・ 旧同和対策対象地区の小規模企業者又は組合の経営安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
 - 旧同和対策対象地区の小規模企業者又は組合であり、次のいずれかに該当する者
 - ア 地区内に生活の本居を有し、かつ地区内で事業を行う者
 - イ 地区内に生活の本居を有し、かつ県内に店舗、工場を有し、事業を行っている者
 - ウ 組合についても、1年以上の事業実績がある者
- 2 申込窓口

岐阜県商工会連合会とする。
- 3 取扱金融機関

十六銀行、大垣共立銀行、大垣西濃信用金庫
以上3機関とする。

[必要書類]

- 1 添付書類

岐阜県商工会連合会の推薦書 (様式第1号)

[融資条件]

融資限度額	運転 2,000万円 設備 2,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償還 (据置) 期間	運転 7年 (1年) 以内 設備 10年 (1年) 以内
融資利率	保証なし - 保証付 年1.8%
信用保証料	すべて必要 無担保 年0.45%~1.5% 有担保 年0.35%~1.4%
担保	金融機関 (県信用保証協会) 所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、中小企業信用保険法の特別小口保険の適用要件に該当する場合については、保証人は不要

(1) 一般資金

ウ 小規模企業資金・・・小規模企業者の経営安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
小規模企業者（「小口零細企業保証制度」の適用）
- 2 用語の意義
「小規模企業者」とは、次のいずれかに該当する者
ア 従業員数が20人以下
（小売・卸売・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下）
※ただし、NPO法人を対象としない
イ 事業協同小組合
ウ 企業組合で組合員の数が20人以下
エ 協業組合で常時使用する従業員の数が20人以下
オ 医業を主たる事業とする法人で常時使用する従業員の数が20人以下
- 3 融資限度額
信用保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額
- 4 申込窓口
取扱金融機関、商工会議所、商工会

[必要書類]

—

[融資条件]

融資限度額	運転 2,000万円 設備 2,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融資利率	保証なし — 保証付 年0.8%
信用保証料	すべて必要 年0.5%～1.1%
担保	不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、中小企業信用保険法の特別小口保険の適用要件に該当する 場合については、保証人は不要

(1) 一般資金

エ 経営者保証非提供資金・・・経営者保証不要の一般的な事業資金

[資金の概要]

1	<p>融資対象者 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）</p>
2	<p>資金使途 資金使途のうち借換資金については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。） <p>※ ただし、次の旧債務を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務 ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く。） ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

[必要書類]

	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
--	---------------------------

[融資条件]

融資限度額	運転	8,000万円
	設備	8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転	10年（1年）以内
	設備	10年（1年）以内
融資利率	保証なし	—
	保証付	年1.0%
信用保証料	すべて必要	
	① R6.3.15～R7.3.31	0.55～1.8%
	② R7.4.1～R8.3.31	0.60～1.85%
	③ R8.4.1～R9.3.31	0.65～1.9%
担保	不要	
保証人	不要	

(1) 一般資金

オ 季節資金 (夏季・年末) . . . 夏季・年末時期に必要な短期事業資金

[資金の概要]

- 1 資金使途
季節的要因による事業資金とする。(賞与、年末年始の仕入れ資金等)
※ ただし、運転資金に限る。
- 2 申込取扱期間
夏季資金 6月1日 ~ 10月31日
年末資金 11月1日 ~ 3月31日
※ 取扱終了日までに融資実行するものとする。
※ ただし、取扱開始又は終了日が、金融機関の休業日にあたる場合は、取扱開始日の場合は休業日の翌日からとし、取扱終了日の場合は休業日の前日までとする。
- 3 償還方法
一括又は分割どちらでもよい。
- 4 融資限度額
夏季資金、年末資金を併せた金額である。

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書 (付保なし) → 様式第3号

[融資条件]

融資限度額	運転 1,000万円 (組合 3,000万円)
償還期間	運転 6か月以内
融資利率	保証なし 年1.7% 保証付 年1.5%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.5% 有担保 年0.35%~1.4%
担保	金融機関 (県信用保証協会) 所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(1) 一般資金

カ 売掛債権担保活用資金・・・事業者に対する売掛債権を保有している中小企業者の経営安定を図るために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
事業者に対する売掛債権を保有している者
- 2 対象となる売掛債権
売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権、その他の報酬債権とする。
- 3 償還方法
返済引当とした売掛債権の支払期日に一括償還
- 4 融資方式
融資方式は個別型とする。
- 5 その他
売掛先との取引関係及び引当とする予定の売掛債権の確認が必要

[必要書類]

—

[融資条件]

融資限度額	運転 5,000万円 設備 5,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償還期間	6か月以内
融資利率	保証なし — 保証付 年1.5%
信用保証料	すべて必要 年0.68%
担保	申込人の有する売掛債権を譲渡担保とする
保証人	不要

(2) 元気企業育成資金

ア SDGs推進資金・・・SDGsの推進やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革に取り組むための事業資金

[資金の概要]

- 1 資金使途
次のいずれかに該当すること
ア ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第5条に該当するとして登録している事業者が、登録の期間内に要する事業資金
イ 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた事業者が要する事業資金（適用後3年以内に限る）
ウ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱第3条各号に該当するとして登録している事業者が、登録の期間内に要する事業資金
ただし、運転資金については下記のものに限る。
 - ・ 産休・育児休業者の代替要員、残業削減のために、臨時に雇用するために必要な費用
 - ・ 産休・育児休業者の職場復帰を支援するための事業に必要な費用
 - ・ 事業所内保育施設等（児童福祉法第59条の2第1項に定める知事への届け出を行っている施設）の運営費
 - ・ その他、子育て支援の推進に必要な費用※ 上記以外のその他一般的な運転資金（支手決済、材料仕入れ、給料等）は対象とならない。（一般的な設備資金は対象となる）
エ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱第9条第1項により、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に認定された事業者が、登録の期間内に要する事業資金
オ 事業所内保育施設等（融資対象となる施設は事業開始後に児童福祉法第59条の2第1項に定める知事への届け出を行う施設とする）の設置費用及び運営費
ただし、運営費のみを用途とすることは認めない
カ 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第1項の規定により「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』」として登録している事業者が要する事業資金
キ 「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している事業者が要する事業資金

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
 - ・ 資金使途ア：ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第8条の規定により交付される登録証の写し
 - イ：（法人）法人税申告書の写し（別表一、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な法人税額の特別控除に関する明細書）
（個人）所得税申告書の写し（第一表、第二表、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な所得税額の特別控除に関する明細書）
 - ウ：岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱第3条各号に該当するとして登録されたことが確認できる「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」の写し
 - エ：岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要綱第9条第1項により認定されたことが確認できる「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」の写し
 - カ：岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第2項の規定により交付される登録証の写し

キ：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」ページの写し及び同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」の写し

[融 資 条 件]

融 資 限 度 額	運転 4,000万円 設備 10,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償 還 (据 置) 期 間	運転 7年 (1年) 以内 設備 15年 (1年) 以内
融 資 利 率	保証なし 年0.8% } 償還期間が10年を超える 保証付 年0.8% } 場合、年1.2%
信 用 保 証 料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担 保	原則として不要
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

イ 産業活性化・海外市場開拓支援資金・・・地場産業若しくは健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を積極的に活性化、又は経営資源を活用して新たな事業展開等に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 地場産業(食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物、プラスチック)の製造業を営む者
イ 健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を営む者
ウ 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の承認を受けた事業を営む者
エ 中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の認定を受けた事業を営む者
オ 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業を営む者(評価後5年以内に限る。)
カ 経済連携協定に基づく関税上の特恵待遇を輸入国で受けるために必要な「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」の作成又は取得を必要とする者
キ 「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」により海外との輸出入拡大を図る者
ク 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の交付を受けた者
- 2 資金使途
次のいずれかに該当すること
ア 新商品開発及びデザインの研究開発・製品化
イ 販路拡大
ウ 人材育成、後継者育成
エ 生産の増強、事業拡大に資する設備等の整備
オ 商品・役務の提供の強化
カ 新分野進出
キ 国際的事業展開
ク 経営資源を活用して新たな事業展開等を図るために、経営革新計画の承認を受けた事業に関する資金
ケ 経営力の向上を図るために、経営力向上計画の認定を受けた事業に関する資金
コ 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業に関する資金
サ 経済連携協定に基づく関税上の特恵待遇を輸入国で受けるために必要な「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」を作成又は取得するための外部専門家等に要する経費 ※運転資金に限る。
シ 「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備
ス 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る事業を実施するために必要な資金
セ その他、事業を積極的に展開するために必要な事業資金
※ 設備資金については、県外事業所に係るものも対象とすることが出来る。
※ 一般的な運転資金(支手決済、材料仕入れ、給料等)は対象とならない。
- 3 用語の意義
・日本標準産業分類(総務省編成)における中分類の業種区分を基準とする。
・「健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業」とは、実施方針参照のこと。
・「特定原産地証明書」とは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年11月25日法律第143号)第2条第3項及び第4項に規定するもので、日本商工会議所が発給する「第一種特定原産地証明書」及び経済産業大臣が認定する「認定輸出者」が作成する「第二種特定原産地証明書」をいう。
・「原産品申告書」とは、原産地証明に関する自己申告制度に基づく証明書をいう。

[必 要 書 類]

1	信用保証を付さない場合のみ 融資実行報告書 (付保なし) → 様式第3号
2	添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象者ーウ：中小企業等経営強化法に定める経営革新計画承認書の写し エ：中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画認定書の写し オ：「事業可能性評価事業」のA評価証の写し キ：特定原産地証明書等の写し ク：「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る交付決定通知書の写し

[融 資 条 件]

融 資 限 度 額	運転 4,000万円 設備 10,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内 設備 15年(1年)以内
融 資 利 率	保証なし 年1.4% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.4% } 場合、年1.8%
信 用 保 証 料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担 保	原則として不要
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

ウ 成長産業強化支援資金・・・岐阜県経済・雇用再生戦略における成長分野に係る施設や設備の整備に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
 - 次のいずれかに該当する者
 - ア 岐阜県経済・雇用再生戦略における成長分野（航空宇宙、ヘルスケア、食品及びエネルギー）の製造業を営む者
 - イ 県内の観光施設の新增改築に取り組む者
- 2 資金使途
 - 次のいずれかに該当すること
 - ア 成長分野に係る施設設備の整備
 - イ 県内の観光施設の新增改築に必要な事業資金
 - ウ ア、イにかかる運転資金は、設備リース料、テナント料(いずれも新規1年分)に限る。
- 3 用語の意義
 - ・「航空宇宙、ヘルスケア、食品及びエネルギー」とは、実施方針参照のこと
 - ・「観光施設」とは、次に掲げるもので主として観光客の利用に供するものとする。
 - ア 宿泊施設（観光旅館・ホテル、民宿、ペンション等）
 - イ 交通施設（遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等）
 - ウ 観光土産品販売施設（観光物産館、観光土産品店等）
 - エ 文化施設（博物館、郷土資料館、植物園、動物園、水族館等）
 - オ 展望施設（展望台、展望塔等）
 - カ 野外活動施設（スキー場、スケート場、遊園施設、野営場、遊泳場、釣魚施設、船遊施設、乗馬施設等）

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 10,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内 設備 15年(1年)以内
融資利率	保証なし 年1.2% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.2% } 場合、年1.6%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

エ 地域未来投資支援資金・・・地域経済牽引事業計画等の承認を受けた事業、県内観光施設の新増改築に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
 - 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内の観光施設の新増改築に取り組む者
 - イ 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者
 - ウ 岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種を営む者
 - ※ 県内外を問わず1年以上の事業歴があれば対象とする。

- 2 資金使途
 - 次のいずれかに該当すること
 - ア 県内の観光施設の新増改築に必要な事業資金
 - イ 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業のために必要な事業資金
 - ウ 岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備に必要な事業資金

- 3 用語の意義

「観光施設」とは、次に掲げるもので主として観光客の利用に供するものとする。

 - ア 宿泊施設（観光旅館・ホテル、民宿、ペンション等）
 - イ 交通施設（遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等）
 - ウ 観光土産品販売施設（観光土産館、観光土産品店等）
 - エ 文化施設（博物館、郷土資料館、植物園、動物園、水族館等）
 - オ 展望施設（展望台、展望塔等）
 - カ 野外活動施設（スキー場、スケート場、遊園施設、野営場、遊泳場、釣魚施設、船遊施設、乗馬施設等）

[融資条件]

融資限度額	設備 56,000万円
償還(据置)期間	設備 15年(2年)以内
融資利率	保証なし 年1.2% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.2% } 場合、年1.6%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	金融機関(県信用保証協会)所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

オ 創業支援資金・・・新規開業等に必要事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 新規開業者（ベンチャービジネス等を新たに開業するもの）
イ 県内での事業歴が1年未満の者
ウ 県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者であって、以下のいずれかに該当するもの（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者）
 - ・ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
 - ・ 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
 - ・ 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者（以下「会社設立創業者」という。）となり、事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
エ スタートアップ創出促進保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）
オ ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふプライムスタートアップ認定要項第7条第1項の規定により「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている者であって、次のいずれにも該当するもの
(a) 当該認定の日から起算して10年を経過していないこと。
(b) 当該認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んでいること。
- 2 資金使途
新規開業者が土地を購入する資金のみを必要としている場合は対象としない。
- 3 融資限度額
融資対象者ウについては、信用保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額
- 4 申込窓口
取扱金融機関、商工会議所、商工会
- 5 その他
確実に事業を開始する状態になっていること

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
 - ・ 法人は商業登記簿謄本の写し、個人は税務署の収受印のある開業届等の写し
 - ・ 許認可等に係る書類の写し
 - ・ 融資対象者ア：創業・再挑戦計画書（信用保証を付す場合）
 - ・ 融資対象者エ：創業計画書
 - ・ 融資対象者オ：ぎふプライムスタートアップ認定通知書の写し、ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の認定申請書の写し、ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の事業計画と関係性がある事業を営んでいる旨を説明した書類（認定を受けてから5年を経過し、かつ、認定申請書のみでは関係性が不明瞭な場合に限る。）

[融 資 条 件]

融 資 限 度 額	<融資対象者-ア、イ> 運転 4,000万円 設備 10,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者-ウ> 運転 2,000万円 設備 2,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者-エ> 運転 3,500万円 設備 3,500万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者-オ> 運転 8,000万円 設備 20,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 融資対象者ア、イ、ウ 7年(1年)以内 融資対象者-エ※ 10年(1年)以内 融資対象者-オ 7年(2年)以内 設備 融資対象者-ア、イ 15年(1年)以内 融資対象者-ウ、エ※ 10年(1年)以内 融資対象者-オ 15年(2年)以内 ※ エについては、当該融資と同時にプロパー融資を実行する、 又は信用保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、 据置期間を3年以内とする。
融 資 利 率	保証なし 年1.2% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.2% } 場合、年1.6%
信 用 保 証 料	必要により 融資対象者ア、イ、ウ、オ 年0.0%(県が全額補給) 融資対象者エ 年0.2% ※融資対象者ウ及びエについては、信用保証はすべて必要
担 保	原則として不要(創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合は不要)
保 証 人	融資対象者ア、イ、ウ、オ 原則、法人代表者以外は不要 融資対象者エ 不要

(2) 元気企業育成資金

カ 経営合理化資金・・・経営の合理化・効率化等を図るための施設や設備の整備に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 資金使途
次のいずれかに該当すること
- ア 経営の合理化、効率化を図るための施設設備の整備
- ・ 事業所、工場、店舗等の建築、移転等に係る新增改築に要する経費並びに中古建物及び土地の購入費
 - ・ 経営の合理化、効率化を図るための施設や設備の購入費
 - ・ 事業継続計画（BCP）に基づく対策として行う、施設設備の整備、資機材の購入、燃料等の備蓄及びBCP策定に要する経費
- イ 中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業に係る設備の整備
- ウ 職場環境等の改善を図るための施設設備の整備
- ・ 工場緑化、公園化及び花壇の設置に要する経費
 - ・ 照明、空調設備等の改善及び粉塵、振動、騒音その他劣悪な作業環境の改善を図るために要する経費
 - ・ 常時使用する従業員のための施設（社員用住宅、研修施設、食堂、休憩室、スポーツ施設等）の整備に要する経費
 - ・ 受動喫煙防止対策として必要な施設設備の整備に要する経費
- エ 既成市街地における複合型都市再生施設の福祉施設又は付帯施設の整備等
- オ 耐震性を向上させるための既設施設や既存設備の補修、整備
- カ 新たな製品・サービスや付加価値の創出に取り組むため、デジタル技術を活用した設備を導入し、生産性又は業務効率の向上を図るための施設設備の整備
- キ 運転資金は、ア、ウにかかる設備リース料、テナント料（いずれも新規1年分に限る）の他は、次のいずれかに該当するものとする。
- ・ BCPに基づく対策として行う、資機材の購入、燃料等の備蓄及びBCP策定に要する経費
 - ・ エ、オに要する経費
- ※ 上記以外のその他一般的な運転資金（支手決済、材料仕入れ、給料等）は対象とならない。

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
- ・ 資金使途一イ：中小企業等経営強化法に定める認定を受けた「事業継続力強化計画に係る認定申請書」の写し、「連携事業継続力強化計画に係る認定申請書」の写し又は「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 20,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内 設備 15年(1年)以内
融資利率	保証なし 年1.4% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.4% } 場合、年1.8%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	金融機関(県信用保証協会)所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

キ **脱炭素社会推進資金** ・ ・ ・ 地球環境の保全・改善、電力需給対策を図るための施設設備の整備に必要な事業資金

[資金の概要]

1 資金使途
次のいずれかに該当すること
ア 地球環境の保全・改善を図るための施設設備
・ 省エネルギー機械設備等の導入に要する経費
・ 再生可能エネルギー利用機械設備等の導入に要する経費(太陽光発電設備等)
・ 産業廃棄物の再資源化・工場排水等の再利用(リサイクル関連)等、省資源に資する機械設備等の導入に要する経費
・ 環境保全のための機械設備等の導入に要する経費
イ 電力需給対策を図るための施設設備
・ 自家発電設備、蓄電設備など、電力系統の供給切迫時の対応等に必要となる施設設備の導入に要する経費
・ 昼間のピーク電力カットに効果のある施設設備の導入に要する経費
ウ 岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがAの事業に関する経費(評価後3年以内に限る。)
エ 運転資金は、上記にかかる施設設備等の改修、備品・消耗品等の購入に要する経費、再生可能エネルギー利用機械設備等に必要なバイオマス・リサイクル燃料等の購入に要する経費、設備リース料(新規1年分に限る。)の他、次のものに限る。
・ 環境マネジメントシステム(ISO14000シリーズ等)認証取得経費
・ 法令に定めるダイオキシン類の濃度測定(排ガス、排水、はいじん等)検査に要する経費
※ 上記以外のその他一般的な運転資金(支手決済、材料仕入れ、給料等)は対象とならない。

[必要書類]

1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書(付保なし) → 様式第3号
2 添付書類
・ 資金使途一ウ:温室効果ガス排出削減計画書の写し、計画書別紙の写し及び評価決定通知書の写し

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 10,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内 設備 15年(1年)以内
融資利率	保証なし 年1.3% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.3% } 場合、年1.7%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

ク 雇用支援資金・・・雇用維持又は拡大に努める事業者の事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者

次のいずれかに該当する者

ア 「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局又はハローワーク（公共職業安定所）（以下「労働局等」という。）に提出して受理されており、雇用の維持に努める者
（実施計画の受理日から実施期間（対象期間）終期までに保証受付され、休業等実施事業所又は出向元事業所の所在地が岐阜県内であるものに限る。）

イ 令和4年4月1日以降、県外の学校の新卒者又は卒業後3年以内の既卒者を常用雇用（※）者として採用し、継続して雇用している者

ウ 令和4年4月1日以降、障がい者を新たに常用雇用（※）し、継続して雇用しており、常用雇用する障がい者の数が法定雇用障害者数に1を加えた数以上である者

エ 令和4年4月1日以降、母子家庭の母を新たに常用雇用（※）し、継続して雇用している者

オ 令和6年3月1日以降、事業者の都合により、雇用している者の解雇、整理を行うことなく、新たに常用雇用（※）者を採用し、継続して雇用している者
ただし、退職者の発生に伴う補足的な採用は除く。

※ 期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度で雇用されるもの

カ 清流の国ぎふ健康経営推進事業実施要領第3条に該当するとして登録している者

キ 全国健康保険協会岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」による宣言をした者

ク 県から「障害者雇用努力企業」の認定を受けた者
- 2 資金使途

融資対象者アについては、運転資金に限る。

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ

融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
 - ・ 融資対象者ア：労働局等に受理された「雇用調整助成金」に係る実施計画届の事業主控えの写し
 - カ：「清流の国ぎふ健康経営宣言企業登録証」（融資実行日において有効なもの）の写し
 - キ：全国健康保険協会岐阜支部から送付された「協会けんぽと健康宣言」に係る宣言書の写し
 - ク：「障害者雇用努力企業認定申請 審査結果通知書」（融資実行日において有効期限内であるもの）の写し

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 10,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 15年（1年）以内
融資利率	保証なし 年1.3% } 償還期間が10年を超える 保証付 年1.3% } 場合、年1.7%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%～1.0% 有担保 年0.35%～0.9% ※融資対象者アについては、信用保証はすべて必要
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

ケ 事業承継支援資金・・・事業承継に取り組む事業者の事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者

事業を譲り受ける者（但し、事業を譲り受ける者の事業所が岐阜県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の事業所が岐阜県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかに該当する者

 - ア 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年5月16日法律第33号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という）第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者
 - イ 岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
 - ウ 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
 - エ 事業承継特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）

- 2 資金使途

次のいずれかに該当すること。ただし、融資対象者アのうち経営承継借換関連保証については、旧債務の返済資金に限る。

 - ア 株式等又は事業用資産等を取得するための経費
 - イ その他事業承継計画の実施に係る経費
 - ウ 融資対象者エによる旧債務の借換

- 3 その他

事業承継日から5年を経過したものは対象としない。ただし、融資対象者エについては、事業承継日から3年を経過したものは対象としない。

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ

融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
 - ・ 融資対象者ア：事業承継計画書（経営承継借換関連保証の場合、写しでも可）、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定書の写し、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）の確認を受けた場合）
 - イ：事業承継計画書、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要）
 - ウ：事業承継計画書、認定経営革新等支援機関の支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要）
 - エ：事業承継計画書、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（専門家の確認を受けた場合）

[融資条件]

融資限度額	運転 28,000万円 設備 28,000万円（運転資金も併せた場合の金額）								
償還（据置）期間	融資対象者アからウ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>運転</td> <td>7年（1年）以内</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>15年（1年）以内</td> </tr> </table> 経営承継借換関連保証及び融資対象者エ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>運転</td> <td>10年（1年）以内</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年（1年）以内</td> </tr> </table>	運転	7年（1年）以内	設備	15年（1年）以内	運転	10年（1年）以内	設備	10年（1年）以内
運転	7年（1年）以内								
設備	15年（1年）以内								
運転	10年（1年）以内								
設備	10年（1年）以内								
融資利率	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>保証なし</td> <td>年1.2%</td> <td rowspan="2">} 償還期間が10年を超える場合、年1.6%</td> </tr> <tr> <td>保証付</td> <td>年1.2%</td> </tr> </table>	保証なし	年1.2%	} 償還期間が10年を超える場合、年1.6%	保証付	年1.2%			
保証なし	年1.2%	} 償還期間が10年を超える場合、年1.6%							
保証付	年1.2%								

信用保証料	必要により（ただし融資対象者エの場合はすべて必要） 融資対象者 無担保 年0.45%～1.0% 有担保 年0.35%～0.9% 経営承継借換関連保証及び融資対象者エのうち専門家の確認を受けた場合については、年0.2%
担保	金融機関（具信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、経営承継借換関連保証及び融資対象者エについては、徴求してはならない。

(3) 特別経済対策資金

ア 経済変動対策資金・・・経済環境の変化による業況悪化に対応して経営安定を図るために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
- ア 業況が悪化していること (いずれかに該当)
 - ・ 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること (通常は10%、令和7年3月31日まで5%)
 - ・ 直近の単年度決算 (営業損益、経常損益、最終損益のいずれか) で欠損が生じ、経営の安定に困窮していること
 - ・ 最近3か月間の売上総利益が前年同期比5%以上減少していること
 - イ 親事業者の経営合理化の影響を受ける者
 - ・ 親事業者との取引額が全体の20%以上を占めており、将来3か月の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれること
 - ウ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定を受けた者
 - エ 感染症法における「指定感染症」等により売上減少 (最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれる) している方

[必要書類]

- 1 添付書類
- ・ 融資対象者一ウ：中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号に定める認定書の写し (認定機関：事業所所在地の市町村長)
 - エ：経済変動対策資金要件(力)報告書

[融資条件]

融資限度額	運転 10,000万円 設備 10,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償還 (据置) 期間	運転 10年 (2年) 以内 設備 10年 (2年) 以内
融資利率	保証なし - 保証付 年1.4%
信用保証料	すべて必要 (県が通常負担分に加え、年0.1%を追加負担) 無担保 年0.35%~0.9% 有担保 年0.25%~0.8%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(3) 特別経済対策資金

イ 関連倒産防止資金・・・倒産関連中小企業者等の経営安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 倒産企業との取引依存度が20%以上であること
イ 倒産企業に対して50万円以上の債権を有していること
- 2 資金使途
運転資金のみとし、融資額は債権額の範囲内とする。
- 3 用語の意義
「倒産企業」とは、破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立又は不渡手形による銀行取引停止を受けた者をいう。
※ 倒産企業の確認は、東京商工リサーチ、帝国データバンク等民間信用調査機関を利用して確認すること
- 4 申込取扱期間
倒産企業が倒産した日から起算して1年以内とする。
- 5 その他
1の要件は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定要件と同じであるため、「倒産企業」が、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に指定されている場合は、信用保証の別枠の利用が可能
この場合は、市町村長発行の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書」が必要となる。

[必要書類]

—

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 ※ただし、債権相当額の範囲内
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内
融資利率	保証なし — 保証付 年1.0%
信用保証料	すべて必要 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(3) 特別経済対策資金

ウ 返済ゆったり資金・・・旧債務を借り換えることにより経営の安定や改善を図るための事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者

次のすべてに該当する者

ア 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる者

イ 現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用している者

ウ 業況が悪化していること（いずれかに該当）

 - ・ 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少している者
 - ・ 直近の単年度決算（営業損益、経常損益、最終損益のいずれか）で欠損が生じている者
 - ・ 地場産業（食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物、プラスチック産業）の製造業を営む場合は、最近3か月の売上総利益が前年同期比で減少している者
 - ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている者

- 2 資金使途

ア 岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）

※ ただし、次の旧債務を除く。

 - ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く）
 - ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

イ 新たに必要とする事業資金も併せて融資対象とすることができる。

[必要書類]

- 1 添付書類
 - ・ 融資対象者－ウ：中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に定める認定書の写し（認定機関：事業所所在地の市町村長）

※ 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている者」に該当する場合

[融資条件]

融資限度額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）	
償還（据置）期間	運転 10年（2年）以内	設備 10年（2年）以内
融資利率	保証なし — 保証付 金融機関所定利率 上限利率 ・ 県制度融資の旧債務の借換 償還期間7年以内 年2.0% 償還期間7年超10年以内 年2.2% ・ 県制度融資以外の旧債務を含む借換 償還期間7年以内 年3.0% 償還期間7年超10年以内 年3.2%	保証なし — 保証付 金融機関所定利率 上限利率 ・ 県制度融資の旧債務の借換 年2.0% ・ 県制度融資以外の旧債務を含む借換 年3.0%
信用保証料	すべて必要（セーフティネット保証5号は県が0.2%負担し、年0.4%） 無担保 年0.45%～1.5% 有担保 年0.35%～1.4%	
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法	
保証人	原則、法人代表者以外は不要	

(3) 特別経済対策資金

エ 中小企業再生支援資金・・・事業再生を図るために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者

次の要件のいずれかに該当し、取引金融機関等からの支援が確実な者

 - ア 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて、再生計画を策定し取り組む者
 - イ 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る者
 - ウ ギフ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図る者で、当該事業再生の終了に資金が必要な者
 - エ 産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画に従って事業再生を行う者（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を除く。）（国の全国統一制度に準拠）

- 2 資金用途

融資対象者エのうち、借換資金については、岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）

※ ただし、次の旧債務を除く。

 - ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く）
 - ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

[必要書類]

- 1 添付書類
 - ・ 融資対象者ア：岐阜県中小企業活性化協議会等の支援のもと作成した経営改善計画書の写し
 - イ：岐阜県信用保証協会の支援のもと作成した再生計画書の写し
 - ウ：ギフ中小企業支援3号ファンドの支援のもと作成した再生計画書の写し
 - エ：産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画の写し

[融資条件]

融資限度額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融資利率	保証なし — 保証付 金融機関所定利率（上限利率：年4.2%）
信用保証料	すべて必要（セフィネット保証5号は県が0.2%負担し、年0.4%） 無担保 年0.45%～1.5% 有担保 年0.35%～1.4%
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(4) 災害対策資金

ア 災害復旧資金・・・地震、豪雨等の災害により被害を受けたときの事業復旧のために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 地震、豪雨等の災害により直接に被害を受けたことについて、事業所の所在する市町村長の罹災（被災）証明を受けた者
イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者
- 2 資金使途
事業復旧のために必要な事業資金
- 3 申込取扱期間
・ 地震、豪雨等の自然災害の発生により、県内中小企業者が著しい被害を被った場合など、知事が必要と認めた場合に取り扱いを開始する。
・ 取扱期間は、当該災害が発生してから6か月以内とする。（ただし、知事が必要と認めた場合は延長することができる。）
- 4 その他
融資条件の「償還期間」、「融資利率」及び「信用保証料」欄の「別に定める」とは、被災状況の規模により、その都度定める。

[必要書類]

- 1 添付書類
・ 融資対象者ア：罹災（被災）証明書の写し（事業所所在地の市町村長発行）
イ：中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定書の写し（認定機関：事業所所在地の市町村長）

[融資条件]

融資限度額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	別に定める
融資利率	別に定める
信用保証料	別に定める
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(4) 災害対策資金

イ 危機関連対応資金・・・大規模な経済危機、自然災害等により事業者の経営の安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
大規模な経済危機、自然災害等の事態により、市町村長から危機関連保証の認定を受けた者（国の全国統一制度に準拠）

[必要書類]

- 1 添付書類
中小企業信用保険法第2条第6項に定める認定書の写し
(認定機関：事業所所在地の市町村長)

[融資条件]

融資限度額	運転 10,000万円 設備 10,000万円 (運転資金も併せた場合の金額)
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内 設備 10年(1年)以内
融資利率	保証なし - 保証付 年1.0%
信用保証料	すべて必要 年0.6%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(4) 災害対策資金

ウ 伴走支援型借換資金・・・新型コロナウイルス感染症等の影響による借換え需要や、事業再構築などの前向きな資金需要に応え、経営の安定や収益力改善を図るための事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
伴走支援型特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）
- 2 資金使途
資金使途のうち借換資金については、
 - ・ 岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）
 - ・ 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づき借り入れた新型コロナウイルス感染症対応資金を、伴走支援型特別保証を利用して借り換えた旧債務の借換え
 ※ ただし、次の旧債務を除く。
 - ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く。）
 - ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

[必要書類]

- 1 添付書類
 - ・ 経営行動計画書の写し
 - ・ 経営者保証免除対応確認書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合）
 - ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に定める認定書の写し（当該認定を受けている場合。認定機関：事業所所在地の市町村長）
 - ・ 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書（中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けていない場合）

[融資条件]

融資限度額	運転 10,000万円 設備 10,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 10年（5年）以内 設備 10年（5年）以内
融資利率	保証なし — 保証付 年1.4%
信用保証料	すべて必要 年0.0～0.95%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者不要
取扱期間	令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したもので、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの

3 信用保証の概要

(1) 信用保証協会とは

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関で、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者等に対して「信用保証」を行うことによって、金融の円滑化を図り、もって中小業者の育成と健全な発展を図ることを目的としています。

具体的には、中小企業者等が金融機関から事業に必要な資金の貸付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証及びこれに付随する業務を行っています。

(2) 保証の概要

① 保証の対象となる中小企業者

保証の対象となる中小企業者は、協会の事業区域（都道府県単位の協会ではその都道府県、市単位の協会ではその市の区域）内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及びその組合等です。

また、中小企業者等の資金の借入れについて信用保証協会が債務保証を行う金融機関は、一般市中金融機関、信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び商工組合中央金庫であって、いわゆる貸金業は含まれません。

② 保証の内容

ア 保証限度額

- ・ 個人・会社は、原則として2億8,000万円
- ・ 組合は、4億8,000万円
- ・ その他経営安定関連保証（セーフティネット保証）など別枠保証もあります。

イ 保証料

- ・ 平成18年4月1日より保証料率の弾力化の適用により、基準保証料率は中小企業者の経営状況に応じ、9段階となっています。
- ・ 県融資制度では、信用リスクが高い中小企業者の負担増を軽減するため信用リスクに応じた保証料補給を実施しています。利用者は県の補給後の保証料率で負担します。（別表のとおり）

ウ 保証人及び担保

保証に際しては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要としません。
また、保証の額が高額の場合は、不動産等の担保を必要とする場合があります。

エ 責任共有制度

信用保証制度は、一部の保証制度を除き責任共有制度が適用されており、信用保証協会と金融機関が次のいずれかの方法で信用リスクを共有しています。

- ・ 部分保証方式：金融機関の融資の80%を信用保証協会が保証します。
- ・ 負担金方式：金融機関の融資の全額を信用保証協会が保証し、代位弁済相当額の約20%を金融機関が負担金として負担します。

③ 保証の申込み

保証の申込みには、貸付を受けようとする金融機関を經由して、岐阜県信用保証協会（本店・支店）に「信用保証委託申込書」を提出します。

なお、経営安定資金（同和地区小規模事業資金枠）については、岐阜県商工会連合会を、小規模企業資金及び創業支援資金については、金融機関、商工会又は商工会議所を經由して保証の申込みをすることもできます。

④ 代位弁済と回収

信用保証協会の保証付きで金融機関から貸付を受けた中小企業者等がその債務を履行できなくなったときは、信用保証協会は、金融機関からの請求により中小企業者等に代わって保証債務を履行（代位弁済）します。信用保証協会は金融機関へ代位弁済を行った後は、その中小企業者等に対し求償権を行使して債権の回収を行います。

⑤ 保証と保険の関係

信用保証協会は、金融機関に対して負った保証債務について、日本政策金融公庫と保険契約を締結し、信用保証協会が金融機関に代位弁済した場合、その代位弁済した元金額の70%又は80%が保険金として、日本政策金融公庫から信用保証協会に支払われることになっています。

信用保証協会は中小企業者等から債権を回収した場合、支払われた保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

《信用保証料率（信用保証料率が弾力化された制度）と県の信用保証料補給》

（令和6年4月1日現在）

（単位：年率％）

＜責任共有制度の対象となる資金＞

※財務諸表なし：保証区分⑤

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
基準保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
経済変動対策資金	利用者負担保証料率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.50	0.50	0.50	0.50	0.35	
	県保証料補給率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.65	0.50	0.30	0.10	0.10	
SDGs推進資金 産業活性化・海外市場開拓支援資金 成長産業強化支援資金 地域未来投資支援資金 経営合理化資金 脱炭素社会推進資金 雇用支援資金 事業承継支援資金 関連倒産防止資金	利用者負担保証料率	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.60	0.60	0.60	0.45	
	県保証料補給率	0.90	0.85	0.75	0.65	0.55	0.40	0.20	—	—	
創業支援資金	利用者負担保証料率	0.00									
	県保証料補給率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
経営安定資金 季節資金 返済ゆったり資金 中小企業再生支援資金	利用者負担保証料率	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.90	0.80	0.60	0.45	
	県保証料補給率	0.40	0.35	0.35	0.25	0.25	0.10	—	—	—	
経営者保証非提供資金	利用者負担保証料率①	I	1.60	1.50	1.30	1.20	1.00	1.00	0.90	0.70	0.55
		II	1.80	1.70	1.50	1.40	1.20	1.20	1.10	0.90	0.75
	利用者負担保証料率②	I	1.65	1.55	1.35	1.25	1.05	1.05	0.95	0.75	0.60
		II	1.85	1.75	1.55	1.45	1.25	1.25	1.15	0.95	0.80
	利用者負担保証料率③	I	1.70	1.60	1.40	1.30	1.10	1.10	1.00	0.80	0.65
		II	1.90	1.80	1.60	1.50	1.30	1.30	1.20	1.00	0.85
県保証料補給率		0.40	0.35	0.35	0.25	0.25	0.10	—	—	—	

※経営者保証非提供資金の利用者負担保証料率は、基準保証料率への上乗せ分（Ⅰ：0.25又はⅡ：0.45％）を加算し、そこから国補給分（①R6.3.15～R7.3.31：0.15％、②R7.4.1～R8.3.31：0.10％、③R8.4.1～R9.3.31：0.05％）と県補給分を減算した率を記載しています。

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
事業承継支援資金 （経営承継借換関連保証 及び事業承継特別保証を 利用する者のうち専門家の 確認を受けた場合）	利用者負担保証料率	0.20								
	県保証料補給率	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	—

＜責任共有制度の対象外となる資金＞

※財務諸表なし：保証区分⑤

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
小規模企業資金	利用者負担保証料率	1.10	1.00	0.90	0.80	0.70	0.70	0.70	0.70	0.50
	県保証料補給率	1.10	1.00	0.90	0.80	0.65	0.40	0.20	—	—

＜その他、県の信用保証料補給＞

		経営安定関連保証(セーフティネット保証)	
		1～4、6号	5、7、8号
経済変動対策資金	利用者負担保証料率	0.60	0.50
	県保証料補給率	0.10	0.10

		経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 5号	
返済ゆったり資金 中小企業再生支援資金	利用者負担保証料率	0.40	
	県保証料補給率	0.20	

		創業関連保証 (再挑戦支援保証を含む)	スタートアップ創出促進保証
創業支援資金	利用者負担保証料率	0.00	0.20
	県保証料補給率	0.80	0.80

		創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」	
		保証付融資残高合計額 500万円以下	保証付融資残高合計額 500万円超・2,000万円以下
創業支援資金	利用者負担保証料率	0.00	0.00
	県保証料補給率	0.35	0.55

		責任共有対象外	責任共有
中小企業再生支援資金 (事業再生計画実施関連 特例の場合)	利用者負担保証料率	0.90	0.70
	県保証料補給率	0.10	0.10

		危機関連保証	
危機関連対応資金	利用者負担保証料率	0.60	
	県保証料補給率	0.20	

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
伴走支援型借換資金	利用者負担保証料率	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00
	県保証料補給率	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20

		経営安定関連保証(セーフティネット保証) 4号又は5号	
伴走支援型借換資金	利用者負担保証料率	0.00	
	県保証料補給率	0.20	

※国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用して融資をする資金については、利用者負担保証料率が上記利用者負担保証料率に0.25又は0.45%上乘せされます。

4 関係機関一覧

○ 県の機関

機 関 名		所 在 地	電話番号	備 考
県庁	商工労働部 商業・金融課 (資金融資係)	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	直通 (058)272-8374 代表 (058)272-1111 (内線：3645・3646)	県内全域 岐阜市・羽島市・ 各務原市・山県市・ 瑞穂市・本巣市・ 羽島郡・本巣郡

機 関 名		所 在 地	電話番号	備 考
各 県 事 務 所	西濃県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	(0584) 73-1111	大垣市・海津市・養老郡 不破郡・安八郡
	揖斐県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	(0585) 23-1111	揖斐郡
	可茂県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒505-8508 美濃加茂市古井町 下古井2610-1 可茂総合庁舎内	(0574) 25-3111	美濃加茂市・可児市 加茂郡・可児郡
	中濃県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	(0575) 33-4011	関市・美濃市・郡上市
	東濃県事務所 産業労働課(産業労働係)	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	(0572) 23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒509-7203 恵那市長島町正家 1067-71 恵那総合庁舎内	(0573) 26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	(0577) 33-1111	高山市・飛騨市・下呂市 大野郡

○ 信用保証協会

機 関 名	所 在 地	電話番号	担 当 地 域
岐阜県信用保証協会 本店 創業支援課	〒500-8503 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内	(058) 276-6033	本店管轄地区 (保証一課・保証二課担当 地域と同じ)
岐阜県信用保証協会 本店 保証一課		(058) 276-6924	岐阜市・関市・美濃市 羽島市・山県市・瑞穂市 郡上市・羽島郡・本巣郡
岐阜県信用保証協会 本店 保証二課		(058) 276-6929	大垣市・美濃加茂市 各務原市・本巣市・海津市 養老郡・不破郡・安八郡 揖斐郡・加茂郡
岐阜県信用保証協会 多治見支店	R6. 4. 29まで 〒507-8691 多治見市明治町2-4 多治見陶磁器卸商業協同組合ビル内 【新】R6. 4. 30から事務所移転 〒507-8691 多治見市白山町1-238 ヤマカ駅北ビル3階	(0572) 22-3100	多治見市・中津川市 瑞浪市・恵那市・土岐市 可児市・可児郡
岐阜県信用保証協会 高山支店	〒506-0025 高山市天満町4-70 A・LUX 2ビル内	(0577) 33-5014	高山市・飛騨市・下呂市 大野郡